

令和2年7月 日

日本弁護士連合会  
会長 荒中 殿

法テラス特措法案に係る情報公開を求める会員有志  
(別紙一覧)

## 質 問 状

私達は、法テラス特措法案に関し問題意識をもって参集した有志です。

会長他執行部の皆様におかれましては、緊急事態宣言中の大変な状況下にもかかわらず、我々会員及び国民等のために弁護士会活動を維持継続するためご尽力いただいたことに、改めて感謝と敬意を表します。

一方、先般野党共同会派が衆議院に提出し、継続審議となっている「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案」(以下「法テラス特措法案」)の内容に関して、会員に大きな動揺が生じています。

私達は、まずは会員への正確な情報公開が必要であるとの認識のもと、これを目的として、僭越ながら、本質問状を提出することに致しました。

### 1 前提事実

本年6月12日、法テラス特措法案が野党共同会派から衆議院に提出されました。

その内容は、法テラスの援助要件を緩和し、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に起因する紛争に関して、従来の資産要件に該当しなくても、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により「収入の著しい減少」があった者が援助を受けられるとし、具体的な基準については「半分程度の減収」を想定しているとされています(立憲民主党ホームページ)。

コロナ禍は局地的な災害ではなく、全国的な被害であり、またその影響も長期間に渡ることが懸念されますので、この基準によると、従来に比して相当多数の民事事件が法テラスの援助対象になる可能性があります。

弁護士は、職務基本規程上、法テラスの援助要件に当てはまる場合は、法テラスを案内する義務があります(33条)。そして法テラスの報酬基準が一般の弁護士報酬よりも低廉であるため、案内をすれば多くの相談者は法テラスを選択します。したがって、法テラスの援助対象案件については、会員は法テラスの報酬基準での契約が事実上強制されます。援助対象案件が拡大すれば、弁護士が通常の報酬額で受けることができる範囲が狭ま

ります。

このため個人の民事事件を多く受ける法律事務所においては、多くの事件を法テラス基準で受任せざるを得なくなり、コロナ禍と相まって、経営の悪化が懸念されます。

この法案に危機感をもった私達会員有志は、立憲民主党の複数議員との面談の機会を得ました。会内では全く議論がされていなかったもので、私達は、当初、野党が日弁連から十分意見聴取をすることなく、勇み足で提出したのではないかと思ったのです。ところが、複数議員と面談してわかったことは、法テラス特措法案は日弁連からの要請を契機にしたものであったということでした。

そして、複数の議員からの聞き取りや、会員からの情報によると、日弁連から要請した提案（以下「日弁連案」）は、広く新型コロナウイルス感染症に起因する事案を対象とし、また法テラス特措法案にある「収入の著しい減少」という限定がないものでした。すなわち極めて広い案件を対象とするにもかかわらず資力要件がないものだったということです。また現在法テラスは個人しか利用できないのに対して、日弁連から提示された施策案には、小規模企業者の利用を可能とする内容等も含まれていたということです。これらが全て実現していれば、野党提出の法テラス特措法案よりもはるかに広く法テラスの利用を可能にするものでした。

もとより、市民に対する司法サービスの拡充が日弁連にとっても重要な課題であることは疑いありませんが、このような法テラスの援助対象拡大については、会員の業務に重大な影響を及ぼす可能性のあるものであり、会員の中で様々な意見がありうることは当然予想されます。したがって、このような内容の提案を日弁連として政党に行うためには、相当の会内議論を経る必要があるはずです。

しかし、今回の法テラス特措法案に関しては、これらがなされていません。ほとんどの会員にとって法テラス特措法案は寝耳に水でした。

## 2 問題点

今回の件については、①法テラス特措法案及び日弁連案の内容そのものの問題と、②日弁連案を各政党へ要請したプロセスの問題があると考えます。

①については会内で様々な議論がありうるどころですし、私達の意見も決して統一されているわけではありませんので、今後の会内の議論に委ねることとし、私達は②のプロセスについてお伺い致します。なぜなら、会員の業務に重大な影響を与える問題について、プロセスが軽視されたのではないかと、この懸念を持っているからです。

## 3 質問

上記を踏まえて以下質問致します。

- (1) 執行部が各政党に行った提案（日弁連案）の具体的な内容を、提出した資料とともに開示して、教えてください。

(2) 日弁連案を作成し、政党に提案するにあたってどのような手続きを経たのか教えて下さい。

(3) 上記(2)の手続きが妥当だと考えた理由を教えてください。

(4) 今後、法テラス特措法案に関し、会内の意見を諮る予定がありますか。

(5) 法テラス特措法案は継続審議となっていますが、日弁連執行部としての今後の対応など、お聞かせください。

#### 4 回答の取り扱い

法テラス特措法案及びこれが提出された経緯について、多くの会員が非常に不安に思っており、まずは会員への正確な情報提供が必要だと考えますので、いただいた回答は会員への情報提供として公開する予定です。秋の臨時国会で特措法案が審議される可能性を踏まえ、遅くとも8月末までにご回答いただけますと幸いです。

ご検討のほど、よろしくご願ひ致します。

以上